

## おむつ代医療費控除のご案内

紙おむつ代は通常医療費控除の対象にはなりませんが、傷病によりおおむね 6 か月以上寝たきりの状態であり、医師による治療のもとでおむつの使用が必要であると認められる場合には、確定申告で医療費として申告することができます。

医療費控除を受けるためには、医師が発行する「おむつ使用証明書」とその領収書を添付する必要がありますが、次の要件をいずれも満たしている方は、市が「おむつ使用証明書」の代わりに「おむつ代医療費控除に係る介護保険主治医意見書内容確認書（以下、確認書）」を発行します。

- 要介護認定を受けていること。
- 豊中市が保有する介護認定に関する主治医意見書において、「障害高齢者の日常生活自立度（ねたきり度）」が B1、B2、C1、若しくは C2（寝たきり）であり、かつ、「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること又は「尿失禁の発生可能性」が「あり」と記載されていること。

### おむつ代の医療費控除の申告が 1 年目の方

おむつを使用したその年に受けていた要介護認定、及び当該認定を含む複数の要介護認定の有効期間（おむつを使用したその年以降のものに限る）の合計が 6 か月以上となるものの審査に当たり作成された主治医意見書を基に確認書を発行 ※有効期間が連続しているものに限りです。

### おむつ代の医療費控除の申告が 2 年目以降の方

おむつを使用したその年に作成されたもの、もしくはおむつを使用したその年に主治医意見書が作成されていない場合は、その年に受けていた要介護認定（有効期間が 13 か月以上のものに限る）の審査に当たり作成された主治医意見書を基に確認書を発行

\* おむつを使用した当該年の途中におむつ使用者が死亡した場合でも、要件を満たす場合は死亡日までに使用したおむつ代は医療費控除の対象となります。

\* 要件を満たさない場合は、確認書の発行ができません。

確定申告には医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。医師にご相談ください。

\* 医療費控除の詳細については、税務署へお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ】

豊中市役所 福祉部長寿安心課（第 2 庁舎 1 階）

電話：06-6858-2856